

消 安 全 第 6 2 号
平成 31 年 2 月 15 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
(扱 い : 消 費 者 行 政 担 当 課)

消 費 者 庁 長 官 岡 村 和 美
(公 印 省 略)

消 費 者 安 全 法 第 38 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 消 費 者 事 故 等 に 係 る 情 報 提 供 に つ い て
(カプセル入りスポンジ玩具の幼児の体内への侵入についての注意喚起)

当 庁 で は、カプセル入りスポンジ玩具 (以下「当該玩具」という。) が 幼 児 の 体 内 に 侵 入 し た 事 故 に つ い て、消 費 者 安 全 法 (平 成 21 年 法 律 第 50 号。以 下「消 費 者 安 全 法」という。) 第 12 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 通 知 を 受 け、平 成 30 年 12 月 20 日、消 費 者 安 全 法 の 重 大 事 故 等 に 係 る 公 表 を し た と ころ で す。

こ の 度、当 庁 は、当 該 玩 具 に よ る 消 費 者 被 害 の 発 生 又 は 拡 大 の 防 止 を 図 る た め、消 費 者 安 全 法 第 38 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、別 添 の 報 道 発 表 資 料 を 消 費 者 被 害 の 発 生 又 は 拡 大 の 防 止 に 資 す る 情 報 と し て 貴 都 道 府 県 に 提 供 い た し ま す。

貴 都 道 府 県 に お か れ ま し て は、下 記 の 情 報 を 貴 管 内 市 区 町 村 に 提 供 し て い た だ く と と も に、管 内 の 消 費 者 に 対 す る 周 知 ・ 啓 発 に 御 協 力 を お 願 い い た し ま す。

記

○ 「カプセル入りスポンジ玩具が幼児の体内に入る事故が発生！」(平成 31 年 2 月 15 日 付 け 報 道 発 表 資 料)

※ 報 道 発 表 資 料 に つ い て は 消 費 者 庁 ウェブ サイト で 御 確 認 く だ さ い。

(URL)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2018/pdf/consumer_safety_release_190215_0001.pdf

担 当 : 消 費 者 庁 消 費 者 安 全 課 尾 崎 安 藤 助 川 電 話 : 03-3507-9200 (直 通) F A X : 03-3507-9290
--